

## 任意代理権の消滅事由 宅建 H12-01-4 《#596》

【問】 正誤をつけよ。

Aが、A所有の土地を売却するについて、Bに代理権を授与した。Bは、Aが死亡した後でも、Aの代理人としてこの土地を売却できる。

【答え】 誤り

## 《ポイント》【★頻出基本】

## 《まとめ》任意代理権の消滅事由

	死亡	破産	後見開始の審判	(解約)告知
本人	消滅※	消滅	消滅しない	消滅(解任)
代理人	消滅	消滅	消滅	消滅(辞任)

※ 登記申請の代理権は、本人の死亡によって消滅しない